

議案第 14 号

箱根町宮城野温泉会館条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町宮城野温泉会館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町営入浴施設の使用料を見直し、受益者負担の適正化を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町宮城野温泉会館条例の一部を改正する条例

箱根町宮城野温泉会館条例（平成 17 年箱根町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

区分			金額	備考
浴室使用	町内居住者	満 6 歳以上満 12 歳未満の者	150 円	(小人)
		満 12 歳以上満 60 歳未満の者	300 円	(大人)
		満 60 歳以上の者	100 円	
	町外居住者	満 6 歳以上満 12 歳未満の者	300 円	(小人)
		満 12 歳以上の者	600 円	(大人)
休憩室使用	町内居住者	満 6 歳以上の者	2 時間につき 100 円	
	町外居住者	満 6 歳以上満 12 歳未満の者	2 時間につき 200 円	(小人)
		満 12 歳以上の者	2 時間につき 400 円	(大人)

備考

- 1 この表は、個人で使用する者に適用する。
- 2 浴室使用に伴う町外居住者の大人の金額には、入湯税 50 円が加算される。

附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。